令和８年度大多喜町農作業標準賃金及び機械による標準作業料金

１農作業標準賃金

作業区分	金　額　（円）	備　　考
水田作業	9,200	１日当たり、実労働時間８時間とする。 （賄いは含まない。）
畑作業	9,200	

２機械による農作業標準料金

作業区分		金　額　（円）	備　　考
水田耕起	耕運機	7,900	10アール当たり、人付き作業料金とする。
	トラクター	7,300	
水田代かき	耕運機	8,100	10アール当たり、人付き作業料金とする。
	トラクター	7,900	
育　苗	緑　化	726	１箱当たり（税込み）
	硬　化	990	１箱当たり（税込み）
田　植	田　植　機	8,900	10アール当たり、人付き作業料金とする。
刈　取	バインダー	9,600	10アール当たり、人付き作業料金とする。
脱　穀	ハーベスター	7,400	10アール当たり、人付き作業料金とする。
刈取・脱穀	コンバイン	20,400	10アール当たり、人付き作業料金とする。
乾燥調製		3,600	60kg当たり　（籾摺り1,100円含む）
畦　塗　り		53	１ｍ当たり
草刈り作業		10,000	10アール当たり、人付き作業料金とする。

注）金額はあくまでも目安です。土地や作業の条件などにより話し合いで決めて下さい。

問合せ　大多喜町農業委員会事務局　☎８２－２５３５